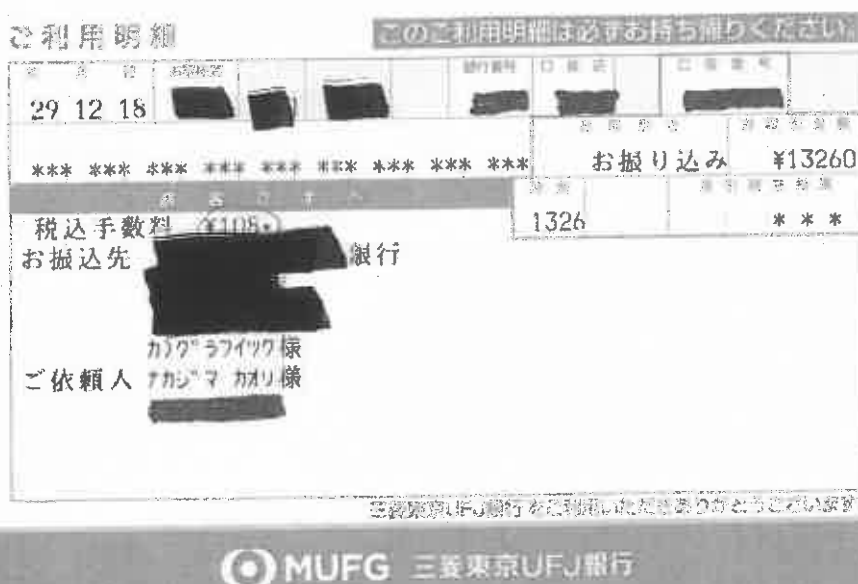


政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	25
支出年月日	平成 29年 12月 18日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
	
支出内容 (按分の計算方法)	13368 × 70% = 9357円
その他	広報紙印刷代

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

がおり通信 vol.83 「中島かおりの市政報告」 2018年 冬号二巻

芦屋市議会議員 無所属 3期目

中島かおり

12月議会 市政報告

清く、正しく、たくましく！
“実現する”
元タカラジェンヌ！

芦屋市議会 TEL:0797-38-2001

事務所 TEL&FAX:0797-55-8108

ホームページ http://nakajime-kaori.net/

E-mail nakajime-kaori@kcc.zaq.ne.jp

* 12月議会より *

70号議案他より

配偶者同行休業制度をご存知ですか？

すでに芦屋市では条例制定をしていますが、再度の延長ができる特別の事情を定めるための一部改正です。

この配偶者同行休業制度につきましては、この阪神間でも尼崎市などまだ休業制度を持たない自治体もあるようです。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案 第一八五回 閣議一〇号

提案理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十五年八月八日付けの意見の申出[＊]に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員のついて同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 *人等による

これを受けて地方公務員法の一部を改正する法律により、各自治体において配偶者同行休業制度が設けられています。芦屋市は、2014年(平成26年)6月議会において条例が制定されました。

さて、今回の委員会質疑のポイントは、

- ・配偶者の定義
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む場合、どのように判断するのか。

・申請が承認されないことはあるのか。不承認となった際に申し出の制度はあるのか。(配偶者同行休業の承認)

・条例の第2条「任命権者は、職員が申請した場合において、公務の遂行に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で」とあるが、勤務成績…はどのように評価するのか。

・証明が必要とされ提出しなければならない書類等について適切な配慮を是非して頂きたいと、強く要望いたしました。

他の議案、修正予算に関連して「旧経団記」や「こともろ」などが市に提出するであろう書類などにも不必要に難を思いをすることがないような配慮を求めました。配偶者同行休業制度について芦屋市において1件、申請されていると聞きました。

結局のところ結婚して相手方が外国勤務になった場合、多くの場合は妻が夫にあわせる形で転勤についていくとなると仕事を辞めざるを得ない、という状況は極めて残念なことである、ということが発端であると理解します。

多くの方々の汗と涙によって成立した法律を受けて地方が条例を制定する。そして、ひとりでもふたりでも頑張る人を後押しすることができるのであれば法律を提案するにあたって頑張られた方々もやりがいを感じられます。そして重要なことは、公務員の世界だけではなく民間においても広からなければなりません。労働環境の充実については、官も民も

区別はないはず。男性も女性も働きやすい環境のなかでやりがいを持って働くことが一番大切なことではないでしょうか。



- 1日 本会議 総務委員会 ヒアリング まちづくり懇談会
- 2日 りいど平済会 例会
- 3日 緑地清掃 防災訓練 コンサート(鳳立美術館)
- 4日 建設公益企業常任委員会
- 5日 民生文教常任委員会
- 6日 総務常任委員会 理事会
- 7日 地区防災計画セミナー
- 8日 コミスク合同文化展
- 9日 餅もちフェスティバル 年末行事委員会 打ち合わせ
- 10日 自治会 演説会
- 11日 健康説明会 議会運営委員会 代表者会議
- 12日 本会議(中島かおり控室) 送別会
- 13日 本会議
- 14日 本会議
- 15日 総務常任委員会 特別委員会 民生文教常任委員会 他
- 16日 講演会
- 17日 餅つき等
- 18日 本会議 特別特別委員会 例会
- 19日 例会 講演会(上野千鶴子氏) ユネスコ
- 20日 幹事会
- 21日 議会運営委員会 子どもクリスマス会
- 22日 本会議
- 23日 お餅つき
- 24日 マンション説明会 演説会
- 25日 年忘れフォークダンス大会
- 26日 ごみ問題学習会
- 27日 忘年会

KAORI'S DIARY 12月



議員から見た行政について

～議会(議員)と行政に溝はあるのか～

地方公務員さんの処遇会で議論を繰り返してきました。特別給付が新人さんまで、各自治体で異なることは言うつもりですが、「一海一井」や「一輪一車」の思想「自治体は丸」といった半一井一井について議員ではなく議員さんとこのお話をするのは初めてでした。本当にいい経験させて頂きました。

請願 第14号

留守家庭児童会未就学のこ学級の安全な運営の保障と待機児童解消に関する請願書 紹介議員となりました。

留守家庭児童会、いわゆる学事保育について芦屋市議会では一年前の12月議会 第18号「留守家庭児童会の学校休業日における8時以降及び3月31日の閉校に係る問題」

平成27年(2015年) 請願第2号「新4年生(現3年生)の留守家庭児童会への受入に関する請願書」が採択されてきました。

今回、未就学のこ学級(岩園小学校)を2学級にするにあたって、予算が厳しいために論議に賛成できないというような意見が声高に述べられました。請願提出前、保護者の方々は事前に「留守家庭児童会の充実」について議員に説明されていたので、反対の人がいることに驚いておられました。

総務課で「でも…、ということなのかもしれませんが、改めて子どもを取り巻く環境の厳しさとともに、税金をどのように使うのかということが問われている気がしています。

道路整備の推進に必要な財源確保を求める意見書



地域の交流と日々の暮らしを支えるために必要な道路整備や維持管理を着実に計画的に実施できるように、また 道路財源法の補助率等のかさ上げ格差の解消を求める内容となっています。

提出者として名前を述べました。



ガバナンスについて

部署をまたがった政策判断はどのようになされるのか。芦屋市においては意思形成過程を情報非公開の要素としているため、詳細については想像するしかないところだ。

しかし行政が総合的に検討し、協議し、判断するための、資料等を含めた材料に疑問をもつところだ。行政内部においてそれら経緯等について部署をまたがっていたとしても、伝え共有することは可能ではないのか。(入札関係だけに限らずに) 部署をまたがっていても、その事業についての経緯、経過、また市民との関わりなどをきちんと残し、引き継ぐことが必要ではないでしょうか。

9月議会の質問時に取り上げました東芦屋町の入札の件について、情報公開請求により出てきた資料等を例にあげながら質問を進めました。

東芦屋町の土地について、山手線準準の代替用地、との住民の認識に対して、市としては、その部分に断定するものではない。都市計画道路山手線準準の代替用地という位置づけではなく、特定の事業は設定していない。いわゆる都市計画事業の代替地である、との見解を示していました。しかし、中高かおりの公開請求による文書「昭和47年 渡辺市長の時代 用地買収覚悟の締結について」にはなぜこの東芦屋の土地を買うのか、その目的は 山手線代替用地として と書かれており、市の認識に差が生じています。(土地そのもののすばりではないことは注意を要しますが)

歳月を経て、市長が変わると、その時々々の行政の都合のよいように認識も変わるのでしょうか。

事情の変化については認めますが、そういう場合は、住民に説明責任を果たす必要があります。

取扱規程の変更により公文書の保存年限は永年保存から最大でも30年となっていますので、文書そのものを残していくというよりは、「内容」を記し、引き継いでいく、というところに工夫を要すると考えます。

副市長より、引き継ぎの重要性についてお答えがありました。

今回のことを教訓としてもらうためにも、例えば研修の際に、事例研究としてこの質問を取り上げて頂き、参加型の研修とし、職員さんからよい提案をもらうことをまとめとして質問を終えました。検討してみたい旨のお答えも頂きました。



石造品をいかしていきませんか？

一定数を把握できた時点で、地図など所在を示して広く知らせることを提案しました！

必ずしも、公共が持っているとは限りません。民間に存在するもの、持つものについても対象外とせず、何らかの方策を講じていく必要があると考えます。公文書と同じく、なくなってしまうはお終いです。

調査に一定の目的が果たした時点で結果をまとめるとともに、地図等も作成し、活用を進めていく、とのお答えを頂きました。

地図を楽しむに特つとともに、歴史と文化のエッセンスをまちづくりにいかしていきたいですね。



ごみ処理広域化の検討について

その他プラを分別する可能性…。
毎日の生活が大きく変わるかもしれません。

8月22日の作業部会において「芦屋市側ではマイナスの効果しか見込めない」と、延期され再開の見通しはたっていないかった。西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議が10月になってようやく再開、10月26日に第4回検討会議、第5回は11月22日に開催され、広域化の基本的な枠組みは維持しながらも、費用負担については検討課題として協議、検討を行い最終的に判断していくと「中間まとめ」が発表されました。

さて市民がどの部分で参画するのか、というのは大きな課題であると考えます。ごみは毎日の問題です。そして、「その他プラ」の分別収集に取り組む可能性に触られています。毎日の生活に大きな変化を伴う「改革」であるにもかかわらず、検討会議のメンバーは男性ばかりです。

幼稚園、保育所の統廃合等の計画の時のように、いきなりの発表で市民側への混乱がないように、市民にどのように知らせ、意見をとり入れていくのかについては、広域化を成就させるために非常に大きな要素であると考えます。細心の注意を払ったうえでの努力を期待するところであり、見解と具体的な方策について質問しましたが、具体的なお答えは頂けませんでした。「検討会議で一定の方向性を示した後でしか市民からの意見聴取は行わない」とのことです。丁寧な取り組みをしないと、結局、後で困ることになるのは行政ではないでしょうか。

まちづくりは市民とともに

桜並木等を含めて、より市民がまちに愛着をもつことができるように、市民に親しまれる道路、愛称道路を増やすことを提案しました。

芦屋市内には現在22の愛称道路が存在しています。

時代や環境、まちを取り巻く状況の変化により「何が重要か」ということは変化することが考えられます。桜だけに限るものではありませんが、桜のある風景は、どのように担保されていくのか。

公園の利用についても、健康増進、介護予防、地域コミュニティの場、そして防災の視点も重要であることを含めて質問しました。

2・3月議会の予定

2月13日 議案説明会

19日 議会運営委員会

20日 本会議

21日 建設公営企業常任委員会

22日 民生文教常任委員会

23日 総務常任委員会

3月2日 議会運営委員会

5日 本会議

6日 本会議・予算特別委員会

7日 建設公営企業常任委員会・分科会

8日 民生文教常任委員会・分科会

9日 総務常任委員会・分科会

19日 予算特別委員会

22日 議会運営委員会

23日 本会議

問い合わせ先 市議会事務局 ☎38-2001

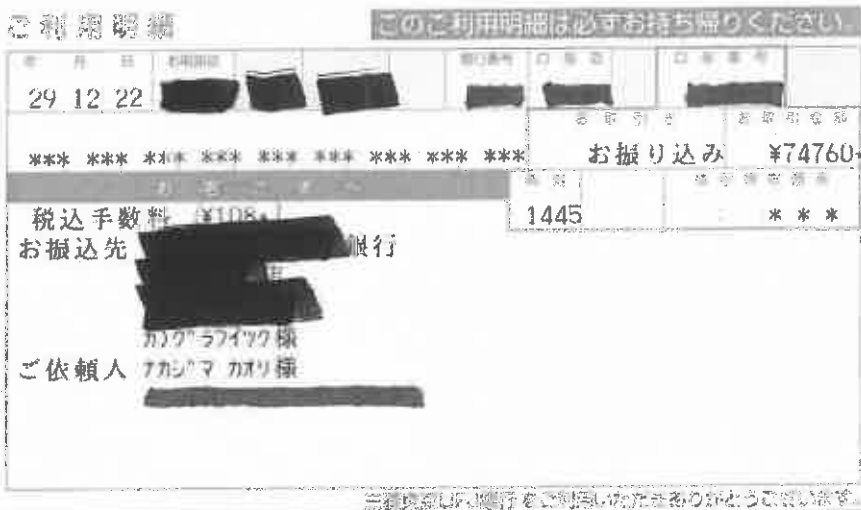
詳細に
いらっしやい
ませんが



NEW WAVE

皆さま、いつも「かおり通信」をお読み頂きましてありがとうございます。皆さまからのお声をどのように形にして、芦屋市政にいかしていくのか。これからも全力投球で更に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。新しい年がワンダフルな一年となりますように！

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	26
支出年月日	平成 29年 12月 22日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
	
支出内容 (按分の計算方法)	$74868 \times 70\% = 52407$ 円
その他	広報紙印刷代

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	27													
支出年月日	平成 29年 12月 27日													
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費													
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご利用明細 <small>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 画面のご案内もあわせてご確認ください。</small></p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p style="text-align: center;">☆☆お振込☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">お振込金額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">¥20,000</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">振込手数料</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">¥216</td> </tr> </table> <p>お受取人は XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX</p> <p>お振込人は ナカシマ カオリ 様</p> <p>お取扱日 29.12.27 電信振込 (振込予約 29.12.28)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種別</th> <th>年月日</th> <th>時刻</th> </tr> <tr> <td>74</td> <td>29.12.27</td> <td>19:19</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">*4494</td> </tr> </table> <div style="font-size: x-small; text-align: center;"> 印紙税申告 付につき 税務署承認 済 </div> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">三井住友銀行</p> </div>		お振込金額	¥20,000	振込手数料	¥216	種別	年月日	時刻	74	29.12.27	19:19	*4494		
お振込金額	¥20,000													
振込手数料	¥216													
種別	年月日	時刻												
74	29.12.27	19:19												
*4494														
支出内容 (按分の計算方法)	20216 × 70% = 14151円													
その他	広報紙作成代													

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	28
支出年月日	平成 29年 12月 29日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
29-12-29	██████	カード 電信振替
記号	██████	番号
*****	██████	██████
取掛金額	お取引金額	
██████	*5,000	
残高	██████	
振替先	████████████████████	
受取人名:	████████████████████	
依頼人名:	ナカジマ カオリ	
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り ████████		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

支出内容 (按分の計算方法)	5000円 × 70% = 3500円
その他	作業代

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。